

平成 16 年度鹿児島大学法科大学院小論文試験問題

次の 3 つの文章を読んで、設問に答えなさい。(出典表示は割愛した。原文の字句・構成には一部省略・変更した部分がある。)

①

「自然の権利」訴訟とは、野生生物や生態系にも、人権のように固有の価値と法的権利を認める考え方をもとに、それを人間が代弁するという形で行われる裁判をいう。環境NGOが原告となって起こした米国のミネラルキング溪谷のリゾート開発訴訟(1972年判決)で、判事が「溪谷自身が原告であるべきだった」との趣旨を少数意見に入れたことがもともとなつたとされる。また、米国で73年に制定された「絶滅の危機にある種の法」は、人間が代弁者となり野生生物の保護措置を求めることができるという考え方を打ち出した。その後、フクロウやハイイログマなどが原告となり勝訴する例が相次いだ。

日本でも、鹿児島県のアマミノクロウサギが原告となつたゴルフ場計画差し止め訴訟(95年)以降、茨城県のオオヒシクイ、長崎県諫早湾のムツゴロウ、川崎市のホンDIGツネなどを原告とした訴訟が起こされた。さらにダム開発を巡って、クマタカを原告に環境NGOの代表が代理人になり国などを提訴。また、東京都の高尾山と人間が原告となり、道路工事の差し止めを求める訴訟を起こした。

しかし日本では、人間が自然から受ける利益や、代弁者としての人間の地位が法的に認められていない。とくに、裁判を提訴することができる「原告適格」が厳しく、動物だけが原告となっている場合には訴えが却下されるなど、道は険しい。

それでも訴訟が後を絶たないのは、環境NGOなどの間に、日本が経済発展中心の思想から抜け出せず、自然破壊を続けているという危機感、そして法的にも風穴をあけたい、との思いが強くあるからだ。「自然の権利基金」(事務局・名古屋市)も設立され、訴訟を支援する動きは着実に広がっている。

②

自然物に権利を認めるかどうかをめぐるのは、現在も、哲学、倫理学の分野で激しい論争が続けられている。否定論者は、倫理は行為規範であり、行為主体となりえないものに倫理の範疇は及ばない、権利には義務が伴うが、自然物に義務を課するのはナンセンスである。植物や下等動物には欲望・要求がないのだから法律で守るべき利益もない。自然物の生存権を認めると人間は食糧も確保できなくなり、滅亡するしかないなどと反論している。

自然物の権利論争の最大のアイロニーは、自然物に権利を認めるべきかどうかを議論しているのが、ほかならぬ人間であり、動植物、森、山、川などはまったく論争に参加していないということであろう。自然物の権利の支持論者も、実は人間であり、結局、人間が自然物の権利の存否の判定者(決定者)であることに変わりはないのである。自然物の権利を承認して、今ある自然をそのままの状態(たとえば原生状態)で保存すべきだという意見も、実は人間の都合(好み、価値判断)である。結局、人間が人間以外の自然に対して法的・道徳的義務を負うのは、そうしたいと考えたからであり、その点では人間中心主義、功利主義、快樂主義という制約を免れることはできないのである。

「自然はいかにあるべきか」「自然にとってなにが良いか」という問題は、人間の能力をわきまえて、当面は、人間が自己の基準で判断するしかない。その基準の妥当性(普遍性)が重要なのである。

③

裁判を提起した住民らの考え方の基盤には以下のような思想が存在する。自然には、基底的、公共的な価値が存在し、人間は、自然と人間の関係性を防御する法的権利ないし権能を有する。自然が人間の内なるものであり、人間が自然と一体的関係にあることを思えば、自然、すなわち、人間をも含めた世界の展開のプロセスそれ自身が、このような関係性を防御する資格を有すると考えることが可能である。法の世界で、この防衛任務を担当するのは、自然を想い、自然をよく知る人間個人やNGOである。このような見方を、象徴的意味において、「自然の権利」と呼ぶ。

当裁判所は、これまでの立法や判例等の考え方に従い、住民に裁判を提起する資格を認めることはできないとの結論に達した。しかしながら、個別の動産、不動産に対する近代所有権が、それらの総体としての自然そのものまでを支配し得るといえるのかどうか、あるいは、自然が人間のために存在するとの考え方をこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて、改めて検討すべき重要な課題というべきである。「自然の権利」

(人間もその一部である「自然」の内在的価値は実定法上承認されている。それゆえ、自然は、自身の固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある。これを実行あらしめるため、自然の保護に対し真摯であり、自然をよく知り、自然に対し幅広く深い感性を有する環境NGO等の自然保護団体や個人が、自然の名において防衛権を代位行使し得る。)という観念は、人(自然人)及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組みのままで今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ避けては通れない問題を我々に提起したということができる。

設問 1	下線部の「自然が人間のために存在するとの考え方」を示すと思われる例を挙げて、それについてのあなたの考えを述べなさい。(400 字以内)
設問 2	自然環境の保護と開発が両立しうるかについて、あなたはどのように考えるのかについて述べなさい。(400 字以内)
設問 3	環境破壊に対する規制の例を挙げて、それについてのあなたの考えを述べなさい。(400 字以内)